## 鳥取県告示第713号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年10月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220) において一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
米子境港線	米子市大篠津町字元屋敷1329地先から同市大篠津町字城跡4513-1	平成20年10月31日
	地先まで	